

# 平成30年度 石巻市中小企業復旧支援事業 【補助金の手引き】

石巻市では、東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者の市内における事業の再開を支援し地域の総合的な復旧・復興を図るため、当該中小企業者に対して、被災した施設及び設備の復旧に対し、補助金を交付いたします。

## 【受付期間】

(第3回) 平成30年12月3日(月)～平成30年12月14日(金)

※ 予算の都合により、補助金交付額が上限に達した場合は受付を締め切ります。

## 【受付時間】

8時30分～17時00分

※ 土曜日・日曜日については、閉庁日のため受付及び問い合わせはできませんので、御了承願います。

## 【申請書受付・問い合わせ先】

石巻市 産業部 商工課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市役所庁舎3階

電話：0225-95-1111(内線3524・3526) FAX：0225-96-1023

E-mail：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp

※ 郵送による申請は受け付けません。

※ 各総合支所及び各支所では申請受付を行いません。

# 石 巻 市

産業部 商工課

# 石巻市中小企業復旧支援事業 補助金交付制度についてのご案内

## ○対象者（以下の要件を全て満たすことが条件です。）

- ◎市内で、別表（裏面参照）で定める事業を営む方（ただし、個人事業者の場合は、東日本大震災時に市内に居住していた方に限る。）
- ◎施設が全壊又は大規模半壊の判定を受け、事業を継続することが困難である方
- ◎施設及び設備を復旧して市内で事業を再開又は継続し、かつ、当該復旧に要する経費が20万円以上（消費税額及び地方消費税額を除く。）である方
- ◎対象となる復旧事業が平成31年3月31日までに完了（支払いも含む。）できる方（既に復旧を終えている場合も対象となります。）
- ◎市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、事業内容が堅実な方
- ◎事業を営むうえで、その事業に関する届け出や許可申請等を適切に行っている方

**※次のいずれかに該当する方は、交付申請をすることができません。**

（補助金の交付決定後、次のいずれかに該当することになった場合も、交付決定を取り消し、返還を命じることがありますので、御了承願います。）

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設に入居する方
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業など、復旧等に係る補助金の交付を受けている方
- ・補助金の申請日時点において、石巻市競争入札参加資格者の指名停止又は指名回避を受けている方
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団に該当する方
- ・事業を営むうえで、その事業に関する届け出や許可申請等を適切に行っていない方

## ○補助金の額

- ◎補助金の額は、事業に要した経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

## ○対象施設及び設備

- ◎店舗、事務所、作業場、原材料置場などの施設
- ◎備え付けの厨房や冷蔵冷凍設備など事業の再開に必要な設備
- ※1 不動産を営む方の、所有するアパート・貸事務所等の復旧も対象となります。
- ※2 補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。
- ※3 補助事業者の資産として計上するもののみが対象となります。

## ○対象経費

◎被災した施設の修復、建替に要する経費

◎被災した設備の修繕又は入替に要する経費

※1 次に掲げる費用は、当該経費に含めません。

- ・土地購入費          ・土地造成費          ・土地、建物（店舗等）の賃借料
- ・設備の賃借料      ・備品等の購入費（テーブル、椅子、パソコン、車両、船舶、食器、スパン・ドライバー・ハンマー等の工具、教材、他の用途に使用可能なものなど）
- ・他の事業者に貸与することを目的とする設備の修繕費又は入替費

※2 住宅と施設が一体となっている場合は、施設に要する経費に限ります。

※3 補助対象経費（復旧に係る経費）の支払いは、平成31年3月31日までに完了してください。（全ての支払いが完了しない限り、補助金の交付はできません。）

## ○申請に必要な書類

石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付申請書（様式第1号）と事業計画書（様式第2号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して提出してください。

- ①施設の被災状況が確認できる書類及び写真
- ②施設及び設備の復旧に要する経費の内訳が確認できる書類（見積書、工事委託契約書、売買契約書の写し等）
- ③住宅と施設が一体となっている場合は、全体の延べ床面積に対する施設部分の延べ床面積の割合が確認できる書類（平面図等）
- ④施設の位置図
- ⑤法人登記事項証明書（全部事項・現在事項）※個人事業主の場合は、住民票抄本
- ⑥申請者の市税完納証明書及び国民健康保険税関係証明書

### 《市税》

市民税課、各支所又は各総合支所の市民生活課の窓口で「石巻市中小企業復旧支援事業補助金に係る市税完納証明申請書」を2部提出・申請し、交付を受けてください。

当証明書は、現年度を含む過去5箇年度分の「市県民税」・「固定資産税」・「軽自動車税」が対象となります。過去5過年度分全ての市県民税が非課税の方は、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。

### 《国民健康保険税》※個人事業主のみ

保険年金課、各支所又は各総合支所の市民生活課の窓口で「石巻市中小企業復旧支援事業補助金に係る国民健康保険税関係証明申請書」を2部提出・申請し、交付を受けてください。

当証明書は、現年度を含む過去5箇年度分の「国民健康保険税」が対象となります。

申請者が国民健康保険に加入していなくても、証明書の交付を受ける必要があります。

- ⑦その他、市長が必要と認める書類

- ・欠格事項に該当しない旨の申立書
- ・被災以前から継続して事業を営んでいることが確認できる書類（確定申告書の写し等）  
※個人事業者のみ ※アパート・貸事務所等を申請する場合は、申請物件の賃貸契約書
- ・許可申請等が必要な事業を営んでいる場合は、許認可証の写し

## ○申請書の受理・審査

市では提出していただいた申請書に必要な添付書類が揃っているかを確認し、申請書を受理します。申請書の内容に不備がある場合や、添付書類が不足している場合には、内容の確認や不足書類の提出をお願いしますので、御了承願います。

全ての申請書類が整っていることを確認した上で、申請書を受理し、工事内容の審査を行い、補助金可否決定通知書を申請者へ発送いたします。

## ○実績報告に必要な添付書類

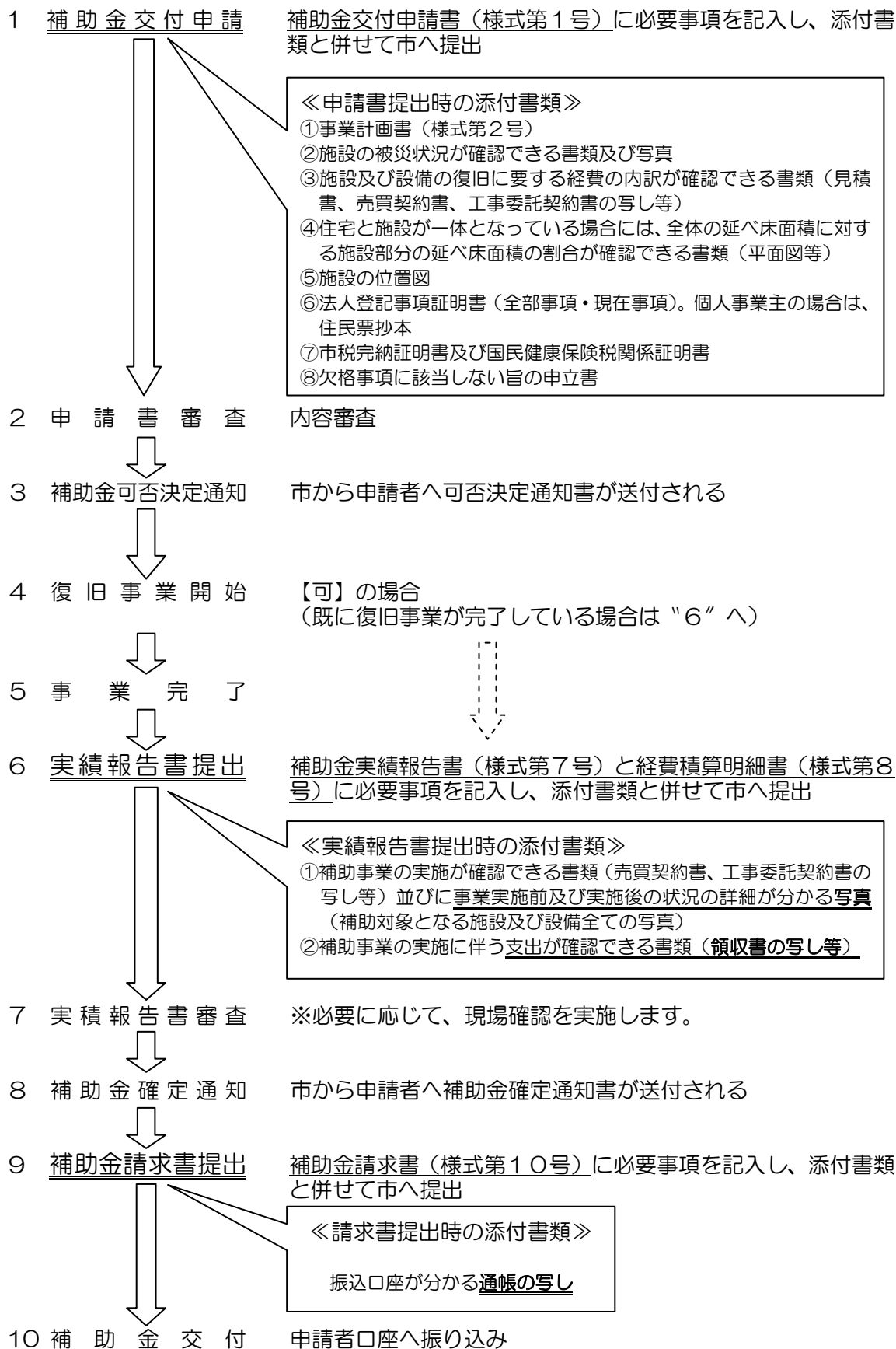
石巻市中小企業復旧支援事業補助金実績報告書（様式第7号）と経費積算明細書（様式第8号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して提出してください。

- ①補助事業の実施が確認できる書類（売買契約書、工事委託契約書の写し等）及び事業実施前及び実施後の状況の詳細が分かる写真（補助対象となる施設及び設備全ての写真）
- ②補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- ③その他市長が必要と認める書類

## ○補助金請求に必要な添付書類

石巻市中小企業復旧支援事業補助金請求書（様式第10号）に必要事項を記入の上、振込口座の通帳の写しを添付して提出してください。

## 申請から交付までの流れ



【別表】

## 平成30年度 石巻市中小企業復旧支援事業 対象業種一覧

対 象 業 種	
産 業 分 類 名 称	主 な 業 種 の 例
※ 鉱業、採石業、砂利採取業	鉄鉱業、石炭鉱業、採石業、砂利採取業
※ 建設業	土木工事業、造園工事業、建築工事業、内装工事業、電気工事業、管工事業
製造業	食料品製造業、紡績業、製材業、印刷業、化学工業、鉄鋼業、機械器具製造業
情報通信業	放送業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、映画製作業、出版業
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸附帯サービス業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業、ガソリンスタンド
保険媒介代理業	保険代理店
保険サービス業	保険相談所
不動産業、物品賃貸業	建物仲介業、貸事務所業、駐車場業、ビル管理業、総合リース業、レンタカー業 貸衣装業 (注)ただし、他に貸与することを目的とする設備は対象外
学術研究、専門・技術サービス業	税理士事務所、デザイン事務所、不動産鑑定業、広告代理店、動物病院 設計コンサルタント、写真館
宿泊業	旅館、ホテル、下宿業、リゾートクラブ
飲食店	食堂、専門料理店、酒場、喫茶店
持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り弁当屋、仕出し弁当屋、宅配ピザ屋、ケータリングサービス店
洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング業、理容室、美容室、銭湯
その他の生活関連サービス業	旅行代理店、葬儀屋、結婚式場業、写真現像・焼付業、ペット美容室
映画館	映画館、ビデオシアター
興行場、興行団	劇場、演芸場、ボクシングジム
スポーツ施設提供業	スケートリンク、プール、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ
遊戯場	ビリヤード場、ゲームセンター (注)パチンコ店、麻雀店は風営法の規制業種であるため対象外
その他の娯楽場	マリナー業、カラオケボックス、プレイガイド、釣り堀
学習塾	学習塾、進学塾、予備校
教育・技能教授業	ピアノ教室、書道教室、そろばん塾、スイミングスクール、料理教室
その他に分類されない教育学習支援業	タイピスト学校、洋裁学校、自動車教習所
※ 医療、福祉	物品消毒業、老人福祉介護事業、療術業 (注)ただし、医療法人及び社会福祉法人は対象外
廃棄物処理業	浄化槽清掃業、廃棄物収集運搬業、廃棄物処分業
自動車整備業	自動車整備業、自動車修理業
機械等修理業	機械修理業、表具業、家具修理業、鍛冶業、ピアノ調律・修正業
職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業
その他の事業サービス業	筆耕業、青写真業、ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業、看板屋
その他のサービス業	文化会館、公会堂、と畜場

※印は、平成24年度に新たに追加された業種です。

### ◀ 対象にならない業種 ▶

- |                           |            |                   |
|---------------------------|------------|-------------------|
| ○農業、林業                    | ○漁業        | ○電気・ガス・熱供給・水道業    |
| ○金融業                      | ○公園、遊園地    | ○学校教育             |
| ○社会教育                     | ○職業・教育支援施設 | ○複合サービス業          |
| ○政治・経済・文化団体               | ○宗教        | ○外国公務             |
| ○競輪・競馬等の競争場、競技団           |            | ○公務（他に分類されるものを除く） |
| ○保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。） |            | ○分類不能の産業          |